3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社おんが自動車学校
2　主たる事務所の所在地
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社おんが自動車学校
2　主たる事務所の所在地
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地
3　講習の種類
基礎講習

○海上保安庁告示第二百八十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	塩釜貞山堀航路第三号灯浮標
位置	
所在地	宮城県仙台塩釜港塩釜区（塩釜漁港東防波堤灯台の南南西方約一・六キロメートル）
北緯	三八―一八―三八
東経	一四一―〇二―三二
撤去年月日	平成二十四年十一月八日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第二百八十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	塩釜貞山堀航路第一号灯浮標
位置	
所在地	宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西南西方約二・一キロメートル）
北緯	三八―一九―〇六
東経	一四一―〇二―五一
変更した事項	名称
変更した事項	灯質
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	塩釜貞山堀航路灯浮標
位置	
所在地	八戸港河原木南防波堤東灯台
北緯	四〇―三二―一一
東経	一四一―三二―〇〇
変更した事項	光達距離
変更した事項	高さ
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	色宮港宮ノ下北防波堤灯台
位置	
所在地	大分県佐伯市（色宮港宮ノ下北防波堤外端）
北緯	三二―五三―三七
東経	一三一―五九―一三
変更した事項	光達距離
変更した事項	高さ
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	青森県八戸港第二区（河原木南防波堤東端）
位置	
所在地	
北緯	四〇―三二―一一
東経	一四一―三二―〇〇
変更した事項	光達距離
変更した事項	高さ
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	塩釜貞山堀航路灯浮標
位置	
所在地	
変更した事項	灯質
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	三八カンデラ
位置	
所在地	三重県鳥羽市神島町（神島灯台）
北緯	三四―三二―五五
東経	一三六―五九―一一
廃止年月日	平成二十四年十一月九日
名称	実効光度七八カンデラ
位置	
所在地	
北緯	五・〇海里
東経	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日	平成二十四年十一月八日
名称	四・〇海里
位置	
所在地	海上保安庁長官　北村　隆志
北緯	神島コズカミ礁照射灯
東経	
変更した事項	光達距離
変更した事項	高さ
変更年月日	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
廃止年月日	平成二十四年十一月八日

○海上保安庁告示第二百八十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域C灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯	三五―三八―〇一
東経	一四〇―〇〇―五二
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域E灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯	三五―三八―〇一
東経	一四〇―〇一―〇一
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯	三五―三七―五七
東経	一四〇―〇〇―四七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	海上保安庁長官　北村　隆志
位置	
所在地	千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
北緯	三五―三七―五七
東経	一四〇―〇〇―四七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日

○海上保安庁告示第二百八十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	キツキ瀬灯標
位置	
所在地	戸島灯台（熊本県天草市）の北西方約一・七キロメートル
北緯	三二―一二―二八
東経	一三〇―〇四―〇三
変更した事項	高さ
変更年月日	地上から構造物の頂部まで六・九メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
廃止年月日	平成二十四年十一月九日

○海上保安庁告示第二百八十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域F灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯	三五―三七―五七
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四九
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域I灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―四五
東経	一四〇―〇一―〇一
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域K灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四九
東経	一四〇―〇一―〇七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日
名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―四九
東経	一四〇―〇〇―四七
廃止年月日	平成二十四年十一月十二日